

議案第19号

三朝町医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年3月11日

三朝町長 吉田 秀光

平成14年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町医療費助成条例（昭和57年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
第1条 略	第1条 略
第2条 略	第2条 略
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第5条第1項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条中「女子」とあるのは「男子」と、同条第2号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同項に規定する配偶者のない男子で、現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養してい	(4) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第5条第1項に規定する配偶者のない女子で、現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養している者及びその者が扶養している児童

る者並びにこれらの者が扶養している児童

2及び3 略
第3条～ 略

(5) 4歳未満の者

2及び3 略
第3条～ 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三朝町医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療にかかる医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

前 五 年	新 五 年
<p>第1条 第1項</p> <p>第2条 第1項</p> <p>第3条 第1項</p> <p>第4条 第1項</p> <p>第5条 第1項</p> <p>第6条 第1項</p> <p>第7条 第1項</p> <p>第8条 第1項</p> <p>第9条 第1項</p> <p>第10条 第1項</p> <p>第11条 第1項</p> <p>第12条 第1項</p> <p>第13条 第1項</p> <p>第14条 第1項</p> <p>第15条 第1項</p> <p>第16条 第1項</p> <p>第17条 第1項</p> <p>第18条 第1項</p> <p>第19条 第1項</p> <p>第20条 第1項</p> <p>第21条 第1項</p> <p>第22条 第1項</p> <p>第23条 第1項</p> <p>第24条 第1項</p> <p>第25条 第1項</p> <p>第26条 第1項</p> <p>第27条 第1項</p> <p>第28条 第1項</p> <p>第29条 第1項</p> <p>第30条 第1項</p> <p>第31条 第1項</p> <p>第32条 第1項</p> <p>第33条 第1項</p> <p>第34条 第1項</p> <p>第35条 第1項</p> <p>第36条 第1項</p> <p>第37条 第1項</p> <p>第38条 第1項</p> <p>第39条 第1項</p> <p>第40条 第1項</p> <p>第41条 第1項</p> <p>第42条 第1項</p> <p>第43条 第1項</p> <p>第44条 第1項</p> <p>第45条 第1項</p> <p>第46条 第1項</p> <p>第47条 第1項</p> <p>第48条 第1項</p> <p>第49条 第1項</p> <p>第50条 第1項</p> <p>第51条 第1項</p> <p>第52条 第1項</p> <p>第53条 第1項</p> <p>第54条 第1項</p> <p>第55条 第1項</p> <p>第56条 第1項</p> <p>第57条 第1項</p> <p>第58条 第1項</p> <p>第59条 第1項</p> <p>第60条 第1項</p> <p>第61条 第1項</p> <p>第62条 第1項</p> <p>第63条 第1項</p> <p>第64条 第1項</p> <p>第65条 第1項</p> <p>第66条 第1項</p> <p>第67条 第1項</p> <p>第68条 第1項</p> <p>第69条 第1項</p> <p>第70条 第1項</p> <p>第71条 第1項</p> <p>第72条 第1項</p> <p>第73条 第1項</p> <p>第74条 第1項</p> <p>第75条 第1項</p> <p>第76条 第1項</p> <p>第77条 第1項</p> <p>第78条 第1項</p> <p>第79条 第1項</p> <p>第80条 第1項</p> <p>第81条 第1項</p> <p>第82条 第1項</p> <p>第83条 第1項</p> <p>第84条 第1項</p> <p>第85条 第1項</p> <p>第86条 第1項</p> <p>第87条 第1項</p> <p>第88条 第1項</p> <p>第89条 第1項</p> <p>第90条 第1項</p> <p>第91条 第1項</p> <p>第92条 第1項</p> <p>第93条 第1項</p> <p>第94条 第1項</p> <p>第95条 第1項</p> <p>第96条 第1項</p> <p>第97条 第1項</p> <p>第98条 第1項</p> <p>第99条 第1項</p> <p>第100条 第1項</p>	<p>第1条 第1項</p> <p>第2条 第1項</p> <p>第3条 第1項</p> <p>第4条 第1項</p> <p>第5条 第1項</p> <p>第6条 第1項</p> <p>第7条 第1項</p> <p>第8条 第1項</p> <p>第9条 第1項</p> <p>第10条 第1項</p> <p>第11条 第1項</p> <p>第12条 第1項</p> <p>第13条 第1項</p> <p>第14条 第1項</p> <p>第15条 第1項</p> <p>第16条 第1項</p> <p>第17条 第1項</p> <p>第18条 第1項</p> <p>第19条 第1項</p> <p>第20条 第1項</p> <p>第21条 第1項</p> <p>第22条 第1項</p> <p>第23条 第1項</p> <p>第24条 第1項</p> <p>第25条 第1項</p> <p>第26条 第1項</p> <p>第27条 第1項</p> <p>第28条 第1項</p> <p>第29条 第1項</p> <p>第30条 第1項</p> <p>第31条 第1項</p> <p>第32条 第1項</p> <p>第33条 第1項</p> <p>第34条 第1項</p> <p>第35条 第1項</p> <p>第36条 第1項</p> <p>第37条 第1項</p> <p>第38条 第1項</p> <p>第39条 第1項</p> <p>第40条 第1項</p> <p>第41条 第1項</p> <p>第42条 第1項</p> <p>第43条 第1項</p> <p>第44条 第1項</p> <p>第45条 第1項</p> <p>第46条 第1項</p> <p>第47条 第1項</p> <p>第48条 第1項</p> <p>第49条 第1項</p> <p>第50条 第1項</p> <p>第51条 第1項</p> <p>第52条 第1項</p> <p>第53条 第1項</p> <p>第54条 第1項</p> <p>第55条 第1項</p> <p>第56条 第1項</p> <p>第57条 第1項</p> <p>第58条 第1項</p> <p>第59条 第1項</p> <p>第60条 第1項</p> <p>第61条 第1項</p> <p>第62条 第1項</p> <p>第63条 第1項</p> <p>第64条 第1項</p> <p>第65条 第1項</p> <p>第66条 第1項</p> <p>第67条 第1項</p> <p>第68条 第1項</p> <p>第69条 第1項</p> <p>第70条 第1項</p> <p>第71条 第1項</p> <p>第72条 第1項</p> <p>第73条 第1項</p> <p>第74条 第1項</p> <p>第75条 第1項</p> <p>第76条 第1項</p> <p>第77条 第1項</p> <p>第78条 第1項</p> <p>第79条 第1項</p> <p>第80条 第1項</p> <p>第81条 第1項</p> <p>第82条 第1項</p> <p>第83条 第1項</p> <p>第84条 第1項</p> <p>第85条 第1項</p> <p>第86条 第1項</p> <p>第87条 第1項</p> <p>第88条 第1項</p> <p>第89条 第1項</p> <p>第90条 第1項</p> <p>第91条 第1項</p> <p>第92条 第1項</p> <p>第93条 第1項</p> <p>第94条 第1項</p> <p>第95条 第1項</p> <p>第96条 第1項</p> <p>第97条 第1項</p> <p>第98条 第1項</p> <p>第99条 第1項</p> <p>第100条 第1項</p>